

デジタル技術に関する著作権機能の問題が現実化

はじめに

インターネットを使ったコンテンツ配信ビジネスがようやく実用段階を迎えようとしている。デジタル著作物は、質的な劣化を伴うことなく簡単に複製や改変をすることができ、しかもコンピュータによる検索処理やネットワークによる送信などを可能にする。このような特徴を活かしたのがデジタルコンテンツのノンパッケージ配信であり、それは従来の流通形態を一変させる可能性すら秘めている。しかし、大量の違法コピーの発生を危惧する権利者側の声も強いので、デジタル技術により著作権保護機能を付加するというプロテクト方法が講じられてきた。ところが著作権保護機能を無効化しようとする新たな技術が開発されているので、これを知的財産権法により規制しようとする動きも活発化している。

1998年度は、以上のようなデジタル技術と著作権との間の緊張関係が、如実に現実化されるようになった時期なのである。

MP3をめぐる法律紛争

「緊張関係」の矢面に立たされてきたのは、MP3(MPEG 1 Layer-3 Audio 規格)である。CD並の音質と高い圧縮率という高度な性能をもつMP3は、インターネット上で質の高い音楽の配布を実現した初めてのフリーなデジタル音楽フォーマットの1つである。

しかし、米大手レーベル5社などを擁する全米レコード協会(RIAA)は、CD収録曲などを無断でMP3化してネット上で流しているサイトが急増中であるとして、MP3違法コピー撲滅キャンペーンを実施して違反サイトに対し活発に裁判を提起して摘発してきた。

このような状況の中で、米Diamond Multimedia Systems社が同年9月に携帯型MP3再生装置Rio PMP300の発売を発表したことに対し、RIAAは、翌10月9日、デジタル録音機器に二次録音防止装置(SCMS)の装着を義務づけた米オーディオ・ホーム・レコーディング法(AHRA)

違反を理由に、裁判所にRioの販売禁止を求める仮処分命令を申請した。同月16日、審問予定日までの期間に限りRioの販売を禁止するという一方的暫定的差止命令が出されたが、同月26日に行われた審問の結果、Rioが録音機器である可能性をRIAAが立証できなかったとして、今後の裁判で出荷中止を言い渡されない限り同社は自由にMP3再生装置を出荷できることになった。この裁判は現在も続いている。

さらに、1999年2月には、FAST Search & Transfer社の検索エンジンを利用したLycos社のMP3検索サイトが開設されたところ、RIAAが同社に違法ファイルの検索リストを削除するようクレームを付けるという事件が発生し、翌3月には、世界最大の音楽業界団体International Federation of the Phonographic IndustryがFAST社を訴えるという事件も報道されている。

RIAAのSDMI

RIAAは、MP3には著作権保護機能がないので、同一の音楽コンテンツがネットで違法な市場から入手できるとすれば、正当なネット配布市場の健全な発展を阻害してしまうとして、1998年12月15日、「安全なデジタル音楽計画(SDMI)」¹⁾を発表し、MP3対抗の著作権保護機能付き音楽フォーマット仕様の開発を提唱している。

1999年2月になると、この計画の主導的地位に立つIBM社が、音楽配信システムEMMSを公開し、米大手レーベル5社と協力して音楽データ配信実験「マディソン計画」を同年6月から開始する予定であることを発表した²⁾。他方、Microsoft社も、本領域における主導権を握るために、同年4月、MP3対抗の著作権保護機能付き独自フォーマットを公開している。しかし、SDMIを推進中の米音楽業界は支持に否定的であり、IBM社もRealNetworks社やソニーとの提携を発表して対抗しようとしている。

SDMIなどに対しては、既にMP3がネット上のデファクトスタンダードとして普及しているのでこの計画は遅きに失する。しかも、近い将来完成してもSDMIなどに対応しないフォーマットが残ることは明らかであり、それらについては依然として保護機能がない状態が続くという懐疑的な意見も強い。さらに、MP3支持派は、無理に特定のフォーマットなどをユーザーに押しつけようとする時代は終了しており、もはやインターネット・ユーザーの柔軟な音楽の使用を制約しようとするSDMIのようなシステムはユーザーから受け入れられないと主張している。むしろ、音楽の配布をコントロールしてきた巨大レーベルが、アーティストとファンとが直接結びつくことによって存在価値を失うことに脅威を感じ、音楽配信システムへのコントロールを維持しようとしているだけだといえる。実際のところ、トム・ペティー、パブリック・エネミー、ビースティー・ボーイズなど、自らの作品をMP3を使ってネット上でリリースして所属レーベルと紛争になる大物アーティストは後を絶たない。

音楽コンテンツ配信をめぐる日本の状況

日本でも、1998年8月から、日本音楽著作権協会(JASRAC)や日本レコード協会など音楽分野で権利を有する6団体が、「ネットワーク音楽著作権普及・啓発プロジェクト」³⁾を発足させ、MP3などによるネット上の著作権侵害に対するキャンペーン活動を開始した。

さらに、JASRAC、日本レコード協会および日本芸能実演家団体協議会は、1999年1月「音楽情報ネットワーク協議会(MINC)」を共同設立し、文化庁の「著作権権利情報集中機構(J-CIS)」(仮称)構想⁴⁾に対応すべく、同年6月に音楽情報のポータルサイト「Music Forest(音楽の森)」⁵⁾を立ち上げて楽曲の著作権などの検索システムを構築する。

しかし、MINCには将来のネット配信システムの具体的な方向性は示されておらず、それどころか、日本ではインターネッ

ト上での音楽の使用料(許諾)すら確定されていないというのが現状である。すなわち、この問題に関するJASRACの1997年12月2日付け提示案^{注6}に対し、ネットワーク音楽著作権連絡協議会(NMRC)からの対案^{注7}が1998年3月12日付けで提出され、「基本使用料」徴収の是非や使用料率などをめぐり協議が続けられているが、本稿執筆時においては同年11月26日に締結された暫定合意が2000年3月31日まで延長されているだけであり^{注8}、最終合意に至る目処すら立っていない。

さらに、わが国でも、坂本龍一氏(作曲家)のように、インターネット上では作り手と利用者が直接結ばれ権利処理も比較的簡単に行えるため、著作権集中管理の必要性が減少するので、従来の集中管理体制を止め、作り手に自ら著作権管理を行える自由を持たせるべきであるとする意見が唱えられている^{注9}。

著作物の技術的保護手段や権利管理情報の保護

デジタル著作物のインターネット配信には、SDMIなどに代表されるような技術的保護手段や権利管理情報といった著作権保護機能が使用されている。技術的保護手段とは、音楽CDにおけるSCMSのように、特定の信号を組み込むことにより無断コピーの使用を防止する技術である。また、権利管理情報とは、電子透かしのように、著作物に特定の情報を電子的に組み込み、ネットワークを通じた権利処理を可能にしたり、違法利用の発見・立証を容易にするというものである。

ところが、技術的保護手段を無効化したり権利管理情報を改変する新たな技術も出現するに至っている。そこで、1996年12月にWIPO(世界知的財産機関)で2つの条約が著作権保護の強化を目的として採択された際、著作物の技術的保護手段や権利管理情報について法的な保護と救済とを与えるべき義務などが定められた。

現在では条約の批准に向けて各国で法整備が進められており、既に米国では1998年10月に「デジタル千年紀著作権法(Digital Millennium Copyright Act)」

が成立し、その中で技術的保護手段の回避装置や権利管理情報の改変行為などに対し規制を加えている^{注10}。

日本では、前述の条約に国内法を適合させるため、文化庁は1998年12月10日付けで「著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ(技術的保護・管理関係)報告書」^{注11}を公表した。この報告書では、技術的保護手段に対する一定の回避行為や回避専用の装置およびプログラムに対し規制を加え、また、権利管理情報を故意に改変、除去、付加する行為や、これらがなされた著作物などのコピーを頒布する行為などを規制すべきであるとする意見が明らかにされている。この報告書に基づいた著作権法一部改正案が近く国会に提出される予定である。

さらに、ゲームソフトCDやレンタルビデオの無断コピー防止機能を迂回するための専用機器など、営業上用いられているコンテンツの技術的制限手段に対する妨害機能だけをもった機器やプログラムの取引を防止し、違反に対して差止請求・損害賠償請求を認めるという不正競争防止法の一部改正が、1999年4月23日に公布され、2000年10月1日から施行される予定となっている。

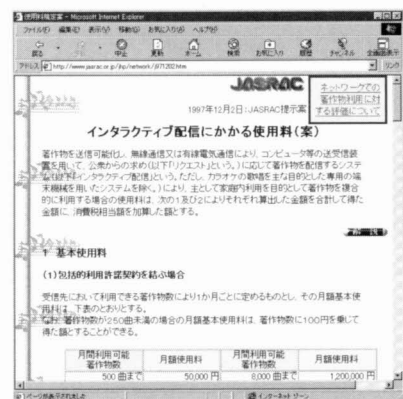
おわりに

デジタル著作権は日々新たな課題を生み出している。それは新たな技術が既存の技術を克服するという絶え間ない潮流であり、その間において、知的財産権法も常に新たな役割を再構築する必要性を

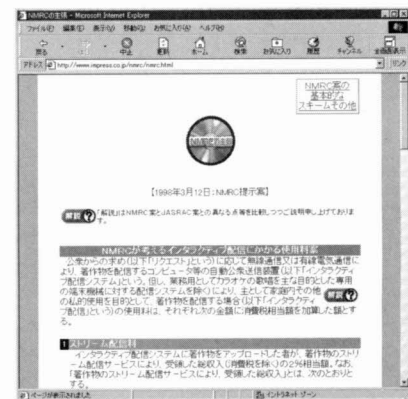
問われていることを示唆しているように思われる。

(岡村久道 弁護士/近畿大学講師)

- 注1 <http://www.riaa.com/SDMI/>
 注2 同年3月には米国における低年齢層のCDなど音楽商品購入額の落ち込みを示す調査データが公表されると、RIAAがインターネット上の違法MP3ファイルがその一因になった可能性があるとする主張するという事件が発生している。
 注3 <http://www.music-copyright.gr.jp/>
 注4 J-CISは、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作物の利用の多様化などに対応する目的で、著作物の権利情報を一つの窓口で提供することを目指して文化庁が構想中のシステムである。
 注5 <http://www.minc.gr.jp/>
 注6 <http://www.jasrac.or.jp/jhp/network/j971202.htm>
 注7 <http://www.impress.co.jp/nmrc/nmrc.html>
 注8 <http://www.jasrac.or.jp/jhp/enchou.htm>
 注9 <http://www.kab.com/liberte/article.html>
 注10 米国では、1992年の著作権法一部改正により、デジタル録音機器にSCMS方式の複製制御装置の装着を義務付け、その回避行為、主として回避のための装置の頒布などに関する禁止規定(1002条)を置いている。
 注11 <http://www.monbu.go.jp/singi/chosaku/00000224/>



JASRAC(左 <http://www.jasrac.or.jp>)、NMRC(右 <http://www.impress.co.jp/nmrc/nmrc.html>)それぞれの主張がインターネット上に公開されている。





[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容（技術解説、データ、URL、名称など）は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者（執筆者、写真・図の作成者、編集部など）が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元（株式会社インプレスR&D）などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D（初期は株式会社インプレス）と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp